

政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画に基づく総務省実施計画

平成17年6月30日
総務省における政府の
実行計画推進体制決定

I はじめに

平成17年2月16日に京都議定書が発効したのを受け、我が国では本議定書で定められている温室効果ガス6%削減（1990年比）を達成すべく、「京都議定書目標達成計画」及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（以下「政府の実行計画」という。）を同年4月28日に閣議決定した。

政府の実行計画第四6（1）においては、関係府省は平成13年度比で平成18年度までに当該関係府省の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を7%削減するための実施計画を策定することとしていることから、総務省における実施計画を以下のとおり定めることとする。

なお、本実施計画の実施を円滑なものとするため、総務省は関係府省と温室効果ガス排出抑制の経験やノウハウ・技術を共有するよう努めるものとする。

II 取組事項

1 業務における移動の効率化

政府全体の目標：公用車の燃料使用量を平成13年度比で概ね85%以下

(1) 低公害車比率の100%の維持等

一般公用車については、低公害車比率100%を維持する。また、一般公用車以外の公用車についても積極的に低公害車化を図る。

(2) 自動車の効率的利用

- ① 一般公用車については、低公害車比率100%を維持する。また、一般公用車以外の公用車についても積極的に低公害車化を図る。（再掲）
- ② 車一台ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行う。
- ③ 待機時のエンジン停止を励行し、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。
- ④ 有料道路を利用する公用車について、引き続きETC車載器を搭載する。

- ⑤ タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行を図る。
- ⑥ ガソリンを満タンにしない。
- ⑦ 公用車の使用については、業務上の必要性を考慮するものとし、また、相乗り等による効率的な利用に引き続き努める。
- ⑧ タクシー券の適切な管理を引き続き徹底し、不要不急のタクシー利用を抑制する。
- ⑨ 来庁者に対しても自動車の利用の抑制を呼びかける。

(3) 自転車の活用

「霞が関自転車利用システム」（平成11年2月）のさらなる活用など、自転車の共同利用を一層推進する。

2 環境負荷の低減に配慮した紙の使用

政府全体の目標：用紙の使用量を平成13年度比で増加させない

(1) 用紙類の使用量の削減

- ① コピー用紙、事務用箋等の用紙類の年間使用量について、部局単位など適切な単位で把握し、管理し、削減を図る。
- ② 各種報告書類の大きさ等の規格の統一化を進め、また、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図る。

(2) 再生紙の使用

- ① 購入し、使用するコピー用紙、けい紙・起案用紙、トイレトペーパー等の用紙類については、引き続き再生紙を使用するものとする。
- ② 印刷物については、引き続き再生紙を使用するものとする。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するよう努める。

3 物品等の購入・使用に当たっての配慮

(1) エネルギー消費効率の高い機器の導入

ア 省エネルギー型OA機器等の導入等

現に使用しているパソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品、蛍光灯等の照明器具等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、エネルギー消費のより少ないものを選択する。また、新規購入に当たっても同様とする。

イ 節水機器等の導入等

水多消費型の機器の廃止又は買換えを計画的に進め、買換えに当たっては、節水型等のものを選択する。また、新規購入に当たっても同様とする。

(2) 木材、再生品等の活用

- ① 文具類、機器類等の物品調達について、再生材料から作られたものを購入し、使用する。
- ② 間伐材、小径材等の木材や未利用繊維等の利用状況の低位な原材料から作られた製品を購入し、使用するよう努める。

(3) ハイドロフルオロカーボン（HFC）の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進等

ア ハイドロフルオロカーボン（HFC）の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進

- ① 庁舎の冷蔵庫、空調機器の購入及び公用車のカーエアコンの交換を行う場合には、代替物質を使用した製品や、HFCを使用している製品のうち地球温暖化への影響のより小さい機器の導入を図る。
- ② エアゾール製品を使用する場合には、安全性に配慮し必要不可欠な用途を除いて、代替物質を使用した非フロン系製品の選択・使用を徹底する。

イ 電気機械器具からの六ふっ化硫黄（SF₆）の漏洩防止

庁舎の電気機械器具については、日常的に点検を実施し、SF₆の漏洩防止に努める。

(4) その他

ア その他温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択

- ① 物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の使用が促進されるよう、製品等の仕様等の事前の確認に努める。
- ② 環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなどの環境物品等に関する情報について、当該情報の適切性に留意しつつ活用し、温室効果ガスの排出の少ない環境物品等の優先的な調達に努める。
- ③ 購入、使用する燃料については、温室効果ガスの排出の相対的に少ない都市ガス等を引き続き使用する。
- ④ 省エネルギー診断に基づき、さらなるエネルギーの使用の合理化が図られるよう、可能なかぎり、平成18年度末までに重点的に、設備・機器の導入、改修、運用改善を行う。

イ 製品等の長期使用等

- ① 詰め替え可能な洗剤、文具等の使用を推進する。

- ② 飲料容器については、適正な回収ルートにより、引き続き再使用を図る。
- ③ 机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、修繕費用の程度を勘案しつつ、それらの修繕に努め、再使用を図る。
- ④ 部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い（1年以上）製品の使用に努める。

ウ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置の見直し

庁舎内の自動販売機の設置実態を精査し、自動販売機のエネルギー消費のより少ない機種への変更を促す。

エ 購入時の過剰包装の見直し

物品の購入等においては、簡略に包装された商品の選択、購入を図る。また、リサイクルの仕組みが確立している包装材を用いているものの積極的選択を図る。

オ メタン（ CH_4 ）及び一酸化二窒素（ N_2O ）の排出の抑制

- ① エネルギー供給設備の適正な運転管理を引き続き図る。
- ② 庁舎から排出される生ごみ等については、直接埋立の方法により処理しないよう、分別や適正処理を実施するとともに、廃棄物処理業者に対し発注者として促す。

4 建築物の管理等に当たっての配慮

政府全体の目標：エネルギー供給設備等における燃料使用量を平成13年度比で増加させない

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

更なるエネルギーの使用の合理化が図られるよう、省エネルギー診断の結果を踏まえ、平成18年度末までに重点的に、設備・機器の導入、設備等改修、運用改善を行う。

(2) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入

- ① 空調設備の導入に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。また、既存の空調設備についても、その更新時に温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。
- ② 庁舎や公務員宿舎に高効率空調機を可能な限り幅広く導入する。

(3) 冷暖房の適正な温度管理

庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を引き続き徹底する。

(4) 太陽光発電等新エネルギーの有効利用

- ① 建築物の規模、構造等の制約の下、可能な限り、太陽光発電、燃料電池、太陽熱利用、バイオマスエネルギー等の新エネルギーを活用した設備を導入する。
- ② 庁舎や公務員宿舎に太陽光発電、燃料電池等を可能な限り幅広く導入する。

(5) 水の有効利用

- ① 雨水の貯留タンク等の雨水利用設備の活用を引き続き図る。
- ② 排水再利用設備の活用を引き続き図る。
- ③ 感知式の洗浄弁・自動水栓等節水に有効な器具を引き続き活用する。
- ④ 雨水利用・排水再利用設備等の日常の管理を徹底する。

(6) 周辺や屋上の緑化

庁舎の敷地、屋上について、緑化を引き続き推進する。

(7) その他環境配慮の実施

- ① 断熱性能の向上のため、ひさし、窓ガラス等の開口部の構造を検討し、整備を進める。
- ② 定格出力が大きく負荷の変動がある動力装置について、インバータ装置の導入を図る。
- ③ エレベーターの運転の高度制御、省エネルギー型の照明機器の設置、空調の自動制御設備について、規模・用途に応じて検討し、整備を進める。
- ④ 引き続き、反射板の活用による照明の照度の向上に努める。
- ⑤ 白熱灯の蛍光灯への切替えを極力図る。
- ⑥ 屋外照明器具の設置に当たっては、上方光束が小さく省エネルギー性の高い適切な照明機器を選定する。
- ⑦ 庁舎の電気機械器具については、日常的に点検を実施し、SF₆の漏洩防止に努める。(再掲)
- ⑧ ESCO事業導入のフィージビリティ・スタディを実施し、導入の可能性について検討する。

5 その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

(1) 庁舎におけるエネルギー使用量の抑制等

政府全体の目標：事務所の単位面積当たりの電力使用量を平成13年度比で概ね90%以下

- ① OA機器、家電製品及び照明については、適正規模のものの導入・更新、適正時期

における省エネルギー型機器への交換を徹底するとともに、スイッチの適正管理等エネルギー使用量を抑制するよう推進する。

- ② 庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を引き続き徹底する。（再掲）
- ③ 冷暖房中の窓、出入口の開放禁止を徹底する。
- ④ 発熱の大きいOA機器類の配置を工夫するよう促す。
- ⑤ 昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を図る。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。
- ⑥ トイレ、廊下、階段等での自然光の活用を引き続き図る。
- ⑦ 職員に対する直近階への移動の際の階段利用を奨励し、利用実態を把握し、エレベーターの間引き運転を検討する。
- ⑧ 給湯器へのエコマイザーの導入等により給湯機器の効率的使用を極力図る。
- ⑨ 庁舎に、施設規模等に応じてCO₂冷媒ヒートポンプ給湯器等の高効率給湯器を可能な限り幅広く導入する。
- ⑩ 冷蔵庫の適正な配置に努める。
- ⑪ 庁舎の使用電力購入に際して、省CO₂化の要素を考慮した購入方式を検討する。

(2) 夏季における軽装の励行等

- ① 夏季における執務室での服装について、暑さをしのぎやすい軽装を励行する。
- ② 業務の簡素化・効率化を図り、業務の実情にあわせて各部局が定時退庁に努め、夜間残業の削減を図る。特に、定時退庁日においては、定時退庁の取組を進める。

(3) 庁舎における節水等の推進

政府全体の目標：単位面積当たりの上水使用量を平成13年度比で概ね90%以下

- ① トイレ洗浄用水の節水を進める。
- ② トイレにおいて、流水音発生器を引き続き活用する。
- ③ 水栓には、必要に応じて節水器具を取り付け、水道水圧を調整する。
- ④ 水漏れ点検の徹底を図る。
- ⑤ 公用車の洗車については、必要最小限で行う。

(4) ごみの分別回収の徹底

政府全体の目標：可燃ごみの量を平成13年度比で概ね60%以下

- ① ごみの分別回収の徹底を図る。
- ② 分別回収ボックスを適切に配置する。
- ③ 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外しての分別回収を推進する。

(5) 廃棄物の減量

政府全体の目標：廃棄物の量を平成13年度比で概ね75%以下

- ① 物品の調達に際しては、使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。
- ② 紙の使用量の抑制を図る。（再掲）
- ③ ごみの分別回収の徹底を図る。（再掲）
- ④ 分別回収ボックスを適切に配置する。（再掲）
- ⑤ 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外しての分別回収を推進する。（再掲）
- ⑦ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を引き続き図る。
- ⑧ 庁舎にある厨房施設から排水中に混入する生ごみの量を抑制する。
- ⑨ 食べ残し、食品残渣などの有機物質について、再利用を行う。
- ⑩ 施設の所在する地域で廃棄物の交換の仕組みが設けられており、これに参加できる場合は、廃棄物の交換に積極的に協力する。
- ⑪ 庁舎から排出される生ごみ等については、極力直接埋立の方法により処理しないよう、分別や適正処理を実施するとともに、廃棄物処理業者に対し発注者として促す。（再掲）
- ⑫ 廃棄するOA機器及び家電製品並びに使用を廃止する車が廃棄物として処理される場合には、適正に処理されるよう発注者として促す。
- ⑬ 物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。

6 職員に対する研修等

職員が参加できる地球温暖化対策に関する研修について、秘書課において必要な情報提供を行う等、職員一人一人の環境に対する意識を高めることとする。

また、各部局においては、研修や活動への職員の積極的な参加が図られるよう配慮する。

7 エコ・アイデアの募集

職員から省CO₂化に資するアイデア（エコ・アイデア）を募集し、効果的なものを実行に移す。

Ⅲ 省CO₂行動ルール

政府の実行計画第四4（3）①に基づき、「省CO₂行動ルール」を以下のとおり定める。

- ① 業務に支障のない限り、昼休みに事務室の消灯に協力する
- ② 外出時、退庁時にパソコン、PHSの電源をオフにする

- ③ 退庁時に、コピー機、プリンターなどのOA機器の元電源のスイッチをオフにする
- ④ ごみの分別を徹底する
- ⑤ 紙の両面印刷、再利用を徹底する
- ⑥ 会議用資料について、極力簡素化を図る
- ⑦ タクシーを利用する場合には、相乗りを徹底する
- ⑧ 閣僚懇談会申合せ（平成17年4月）を踏まえ、夏季においては、軽装に努める
- ⑨ 国会や議員会館など近隣施設への外出の際は、可能な限り公共交通機関や自転車を利用する

IV 実施状況の評価・点検

本実施計画の実施状況については、毎年度、大臣官房企画課が取りまとめを行い、「総務省における政府の実行計画推進体制」において、評価・点検を行うものとする。評価・点検の結果は公表するものとし、公表に当たっては、温室効果ガスの総排出量のみならず、取組項目ごとの進捗状況、組織単位の進捗状況について目標値や過去の実績等との比較を行う等の評価を行い、これを併せて公表する。また、組織の大幅改変等の要因分析も合わせて行い、公表する。

V 施行日等

- ① 本実施計画は平成17年7月1日より施行する。
- ② 本実施計画は必要に応じて見直しを行うものとする。